

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100681 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100016 号

第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 56 年 4 月 21 日）及び取得年月日（昭和 56 年 6 月 1 日）を取り消し、昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

ただし、昭和 56 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日まで期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 58 年 12 月 10 日まで臨時職員として C 事業所に継続して勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無い。請求期間は給与も支給されており、保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 事業所から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日は昭和 56 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる上、日本年金機構が管理する請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、被保険者資格を昭和 55 年 10 月 1 日に取得し、昭和 56 年 4 月 21 日に一旦喪失した後、同年 6 月 1 日に再取得していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、上記被保険者原票によると、証返納年月日欄に「56.5.7 返納」の記載があり、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 56 年 4 月 21 日に喪失した後に健康保険証を返納していることが確認でき、これらの記録に不自然さはない上、A 事業所に係る被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、請求者と同様に A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失を

短期間で複数回繰り返し、喪失から再取得までに空白期間がある記録となっている者に照会したところ、回答のあった者全員が臨時職員であり、「厚生年金保険への加入について、A事業所から説明があった。」と回答した3名のうち1名は、「6か月ごとに一旦契約を切るので、その都度、国民年金への切替手続をするよう言われた。」旨を回答している。

しかしながら、請求者が提出したB事業所が平成27年11月20日付けで作成した在职証明書によると、請求者は請求期間において同事業所の臨時職員としてC事業所に継続して勤務していたとされている上、同事業所から提出された昭和56年度分の賃金台帳によると、請求期間において継続して勤務し、給与が支給されていたことが確認できることから、請求期間については、直前の資格取得年月日である昭和55年10月1日から引き続いて厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと推認できる。

ただし、請求期間における給与からの保険料控除について、上記賃金台帳によると、請求者は、請求期間に給与の支払を受けているものの、当該期間に係る厚生年金保険料は記載されておらず、B事業所は、請求者の請求期間に係る保険料を控除したか否かは不明と回答しており、保険料控除の有無を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正を認めることはできない。

以上のことから、請求期間については、直前の資格取得年月日である昭和55年10月1日から厚生年金保険の被保険者資格が継続していたと認め、当該資格取得時の報酬月額並びに上記被保険者原票及びオンライン記録における昭和56年3月の記録により、当該期間に係る標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100682 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100010 号

第 1 結論

平成 2 年 3 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 3 月から同年 9 月まで

私は、平成 2 年 3 月に実家の飲食業を手伝うため、会社を退職し夫婦で A 市から B 市に転居した。その際に、妻と一緒に同市役所で転入届及び国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を納付していたが、請求期間に妻は納付済みであるのに、自分だけ未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び請求者の妻（以下「妻」という。）の年金手帳の住所記録、B 市及び C 県 D 郡 E 町（現在は、F 市。以下「E 町」という。）に係る妻の国民年金被保険者名簿等によると、請求者は、平成 2 年 3 月 29 日に A 市から B 市へ、更に同年 10 月 12 日に E 町へ住所変更したことが推認できる。

請求者は、B 市へ住所変更した平成 2 年 3 月に同市役所で転入届と国民年金の加入手続を行った上で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した旨を主張している。

しかしながら、以下のとおり、妻は B 市へ転入する前から国民年金の被保険者であったのに対し、請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられるのは、B 市から E 町へ転入した後である。

妻について、B 市に係る国民年金被保険者名簿によると、妻は第 3 号被保険者として A 市から B 市へ転入し第 1 号被保険者へ種別変更が行われたことが確認でき、E 町に係る国民年金被保険者名簿及び平成 2 年度の検認報告書の納付記録に加え国民年金保険料徴収簿に「前住地納付」と記録されていることから、平成 2 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料は B 市で納付されていることが確認又は推認できる。

一方、請求者については、オンライン記録によると請求者の国民年金被保険者資格取得日は、当初、平成2年12月7日において同年10月12日と記録され、その後、平成4年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成2年3月11日へ訂正する処理が行われているところ、当初の資格取得日はE町へ住所変更した日とされていたことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、B市の平成2年3月から同年10月までの期間に払い出された手帳記号番号の中に請求者の氏名は無く、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、E町に係る国民年金手帳記号番号払出簿により払い出されたことが確認できる。

さらに、請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、B市の住所が記載された年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、E町の住所が記載された年金手帳には国民年金手帳記号番号(*)及び初めて被保険者となった日(平成2年3月11日)が記載されている。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらによると、請求者の国民年金の加入手続は、請求者がB市からE町へ住所変更した後に初めて行われたものであり、資格取得日の訂正処理が行われた平成4年1月21日までにおいて、請求期間は、国民年金の未加入期間であったことが推認できるため、請求期間当時において請求者の請求期間の国民年金保険料をB市で納付することはできない。

その上、E町に係る平成2年度の検認報告書及び国民年金保険料徴収簿には、請求者の氏名が記録されているものの請求期間の国民年金保険料が納付されたことは記録されていないことから、E町においても請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100684 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100011 号

第 1 結論

昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月まで国民年金保険料を納付していたのに、請求期間が未納と記録されている。請求期間だけ未納にした記憶はなく、消えた年金問題の事案ではないかと考えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料について、A 市 B 役所又は C 金融機関で、毎月又はまとめて納付していた旨を主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間直前の昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、納付場所は特定できないが、昭和 62 年 12 月 25 日及び昭和 63 年 3 月 11 日にそれぞれ半年分をまとめて納付されていることが確認できる。

しかしながら、A 市は、請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる資料等はない旨を回答していること、C 金融機関への国民年金保険料の領収済通知書（領収控）等の資料の調査期間は過去 5 年以内とされていること、及び請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等の納付状況は覚えていないとしていることから、請求者の請求期間に係る保険料納付の有無について確認することができない。

また、請求者は、自身の名前について、「*」や「*」と読まれることがあった旨を陳述していることから、オンライン記録により複数の読み方による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。